

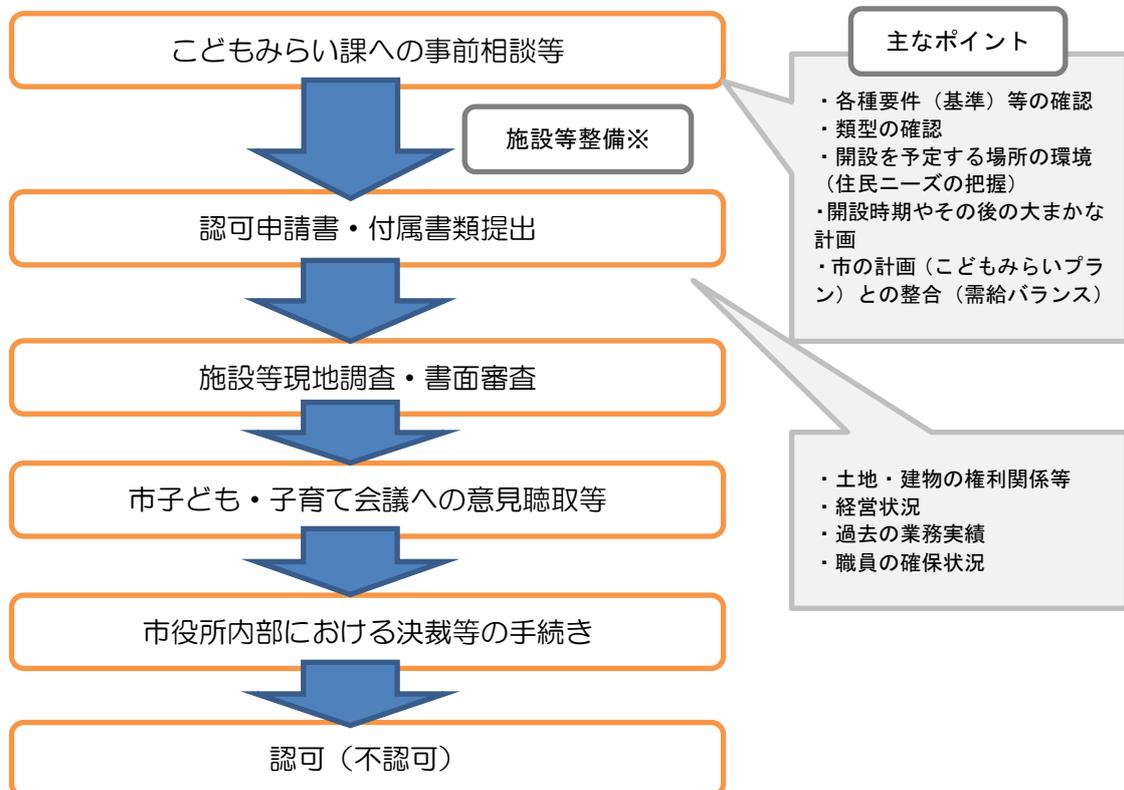
● 保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可等について

中核市である本市においては、社会福祉法人等が設立する保育所や幼保連携型認定こども園※1の認可権を有しており、市が定めた各種基準条例※2の要件を満たしているか、審査及び市子ども・子育て会議（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）への意見聴取を行い、認可の可否を判断します。

なお、幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型※1）の認定については、福島県において審査を行います。市が策定したこどもみらいプランとの整合を図るため、市においても相談や必要に応じて調整を行うこととしています。

また、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業※3については、市町村に認可権が付与されたため、こちらについても、市が定めた条例の基準※2に適合しているか、審査及び市子ども・子育て会議への意見聴取を行い、事業認可の可否について判断しています。

【認可までの大まかな流れ（保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業）】



※ 施設等整備に補助金等を見込む場合は、市において予算を確保する必要があります。また、希望額の予算が認められなかった場合は、整備順等について市が調整を行います。

※1 認定こども園の類型等について

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	認可幼稚園（学校） ＋保育所機能	認可保育所（児童 福祉施設） ＋幼稚園機能	幼稚園機能 ＋保育所機能
認可権者	いわき市	福島県	いわき市	—
認定権者	いわき市	福島県	福島県	福島県
職員	保育教諭 （幼稚園教諭＋保 育士資格）	【満3歳以上】 → 左記の両免 許・資格の併有 が望ましいがい ずれかでも可 【満3歳未満】 → 保育士資格	【満3歳以上】 → 両免許・資格 の併有が望まし いがいずれか でも可 【満3歳未満】 → 保育士資格 （※2・3号子 どもに対する保 育に従事する場 合は、保育士資 格が必要）	【満3歳以上】 → 両免許・資格 の併有が望まし いがいずれか でも可 【満3歳未満】 → 保育士資格
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・ 原則自園調理（満3歳以上は外部搬入可） ・ 調理室の設置義務（食事提供人数が20人未満の場合は調理設備で可） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・ 原則自園調理（満3歳以上は外部搬入可） ・ 調理室の設置義務 	
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

※2 認可にあたっての市の基準（条例）

保育所	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
幼保連携型認定こども園	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
地域型保育事業	いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・ 条例は、いわき市公式ホームページの、トップページ→電子サービス→例規集検索、で閲覧が可能です。

※3 地域型保育事業の種類等について（対象となる子ども年齢は0～2歳児）

	家庭的保育	小規模保育		事業所内保育	居宅訪問型保育	
受け入れ可能な子どもの数	5人以下	19人以下（C型にあつては原則10人以下）		・保育所型20人以上 ・小規模型19人以下	1人	
職員数	3：1（家庭的保育補助者を置く場合は5：2）	A型 【0歳】 → 3：1 【1～2歳】 → 6：1 上記に加え +1人	B型 家庭的保育に同じ	●20人以上 【0歳】→ 3：1 【1～2歳】 → 6：1 ●19人以下 → 小規模保育A型・B型に同じ	1：1	
職員資格	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）	A型 保育士	B型 半数以上保育士（※）	C型 家庭的保育者	●20人以上 → 保育士 ●19人以下 → 半数以上保育士（※）	・家庭的保育者
保育室等	3.3㎡以上/人以上	A型 【0、1歳】 → 3.3㎡/人以上 【2歳】 → 1.98㎡/人以上	B型 3.3㎡以上/人以上	C型 3.3㎡以上/人以上	●20人以上 【0、1歳】 → 乳児室：1.65㎡/人以上 → ほふく室：3.3㎡/人以上 【2歳児】 → 1.98㎡/人以上 ●19人以下 → 小規模保育A、B型に同じ	—
連携施設の設定（経過措置あり）	要 ①3歳以降の受け皿 ②集団保育 ③代替保育	要（同左）		●20人以上 → 左①の機能のみ要 ●19人以下 → 左①～③すべて要	—	
給食	・自園調理（連携施設からの搬入可） ・調理設備（※※） ・調理員（※※※）				—	

（※）保育士以外の職員は市又は市が指定する研修を受けた者

（※※）新制度開始後5年間は設置についての経過措置あり

（※※※）・新制度開始後5年間は設置についての経過措置あり

・家庭的保育事業の調理員については、子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者を置き調理を行うことが可能。

認可の際の要件は上記のほかにもあります。また、職員配置要件などは、認可要件とは別の基準があります。詳しくは、こどもみらい課までお問い合わせください。

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認について

子ども・子育て支援新制度においては、新制度に移行した幼稚園や保育所等を利用した際の教育・保育に係る費用を、利用者（保護者）からの利用者負担額（保育料等）と国等からの給付費で賄うこととなっています。

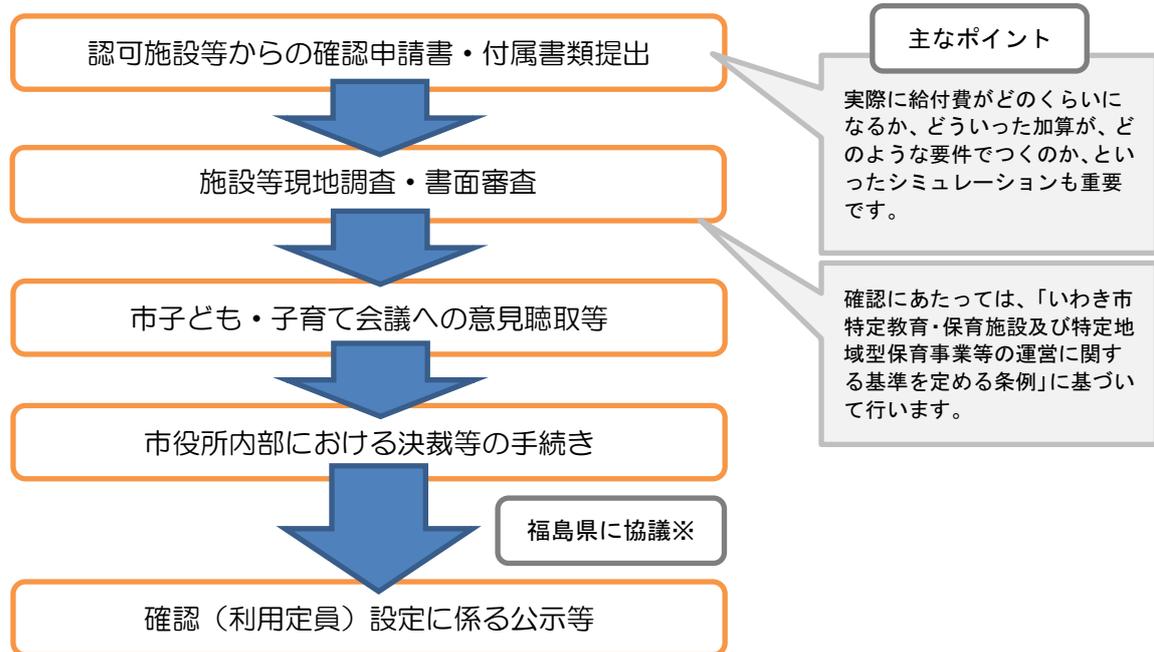
この給付費は、本来なら市から利用者に対して支給され、利用者が利用者負担額と合わせて施設等に支払うこととなるものですが、利用者側の利便性を考慮し、原則、施設等が①市から支給認定を受けた利用者であることを確認する、②給付費を市に請求する、③利用者に代わって給付費を市から受領（法定代理受領）する、というしくみになっています。

市としては、その際、当該施設等が給付費を支払うに足りる資格を有しているか審査することとなっており、この審査のことを、子ども・子育て支援法においては「確認」と呼んでいます。

したがって、仮に新制度における施設や事業の認可を受けていたとしても、この「確認」を受けていなければ、給付費は支払われないこととなります。

なお、この「確認」をする際に、市は「利用定員」も併せて定めることにより、当該定員数の規模に応じて保育単価等が定まるしくみになっています。

【確認までの大まかな流れ（保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業）】



※ 施設型（幼稚園・保育所・認定こども園）の確認に係る利用定員の設定に当たっては事前に福島県と協議することとなっています。

確認を受けた保育所、幼稚園及び認定こども園を「特定教育・保育施設」と、地域型保育事業者は「特定地域型保育事業者」を呼んでいます。